

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月7日認可した。

令和7年10月14日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）若宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長閑地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寺井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）猫股地区